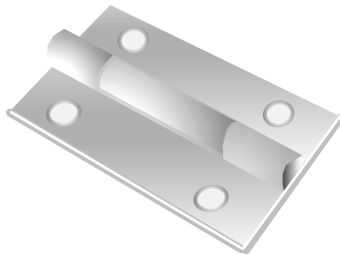


業界共通

# EPA原産資格調査に関する 運用マニュアル



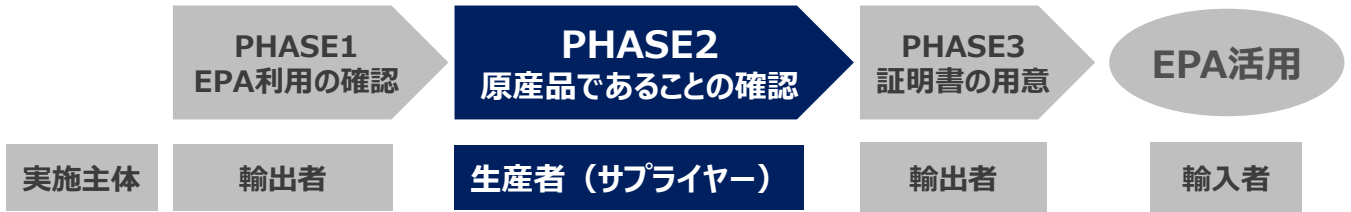
サプライヤー

# 本マニュアルについて (1/2)

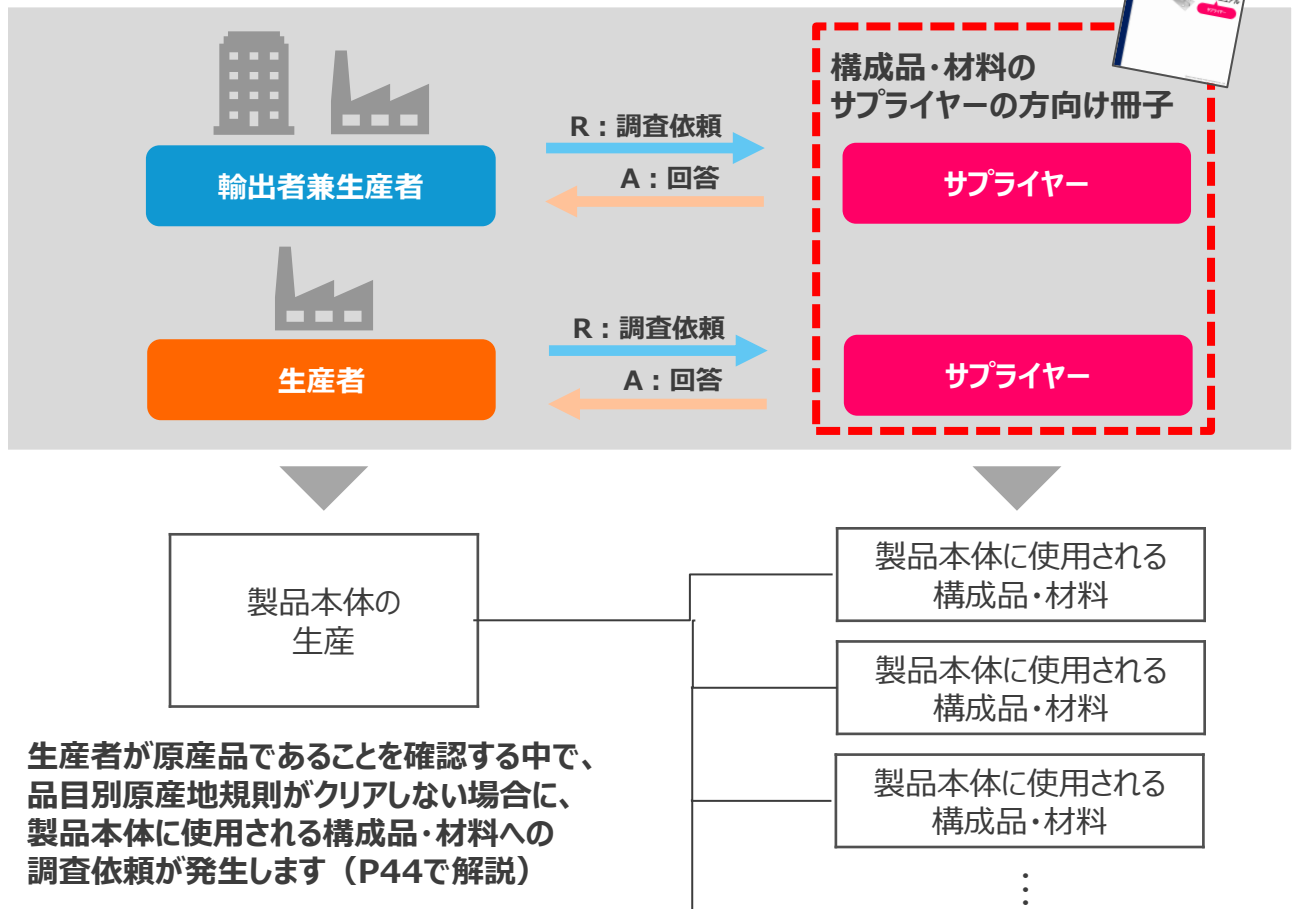
日本から輸出した品物が、EPAを利用して輸入国において関税の減免を受けられるようになるためには、大きく分けて、日本の中で以下3つの工程が必要となり、主に輸出者が主体となって必要な作業を行います。

しかし、このうちPHASE 2については、サプライチェーンの構成により、輸出者のみで完結する場合もあれば、仕入先・外注先にまたがり手続きを進める必要がある場合もあります。そのため、商流のパターンによって、担う役割や、手順フローが異なります。

本マニュアルは、輸出品が原産品であることの確認をする上で、輸出品を構成する部品・材料についてもそのサプライヤーによって原産であることの確認が必要である場合を解説しています。輸出品の生産者と構成部品・材料のサプライヤーの位置づけは以下の通りです。



## ▶ 生産者とサプライヤーの位置づけ



# 本マニュアルについて (2/2)

サプライヤー

輸出者兼生産者

生産者

## PHASE 2 原産品であることの確認

## PHASE 1 EPA利用の確認

**A**  
Answer 依頼の受信

**D**  
Determine 原産資格調査

STEP1 日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

STEP2 品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

STEP3 品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

**A**  
Answer 回答の送信

STEP1 希望回答方法に沿った必要事項を用意しよう！

サプライヤー証明書（構成品）の作成

STEP2 依頼者に回答を送信しよう！

**D**  
Determine 原産資格調査

品目別原産地規則をクリアしない場合・・・

**R**  
Request 原産資格調査の依頼

STEP1 依頼の送信

希望回答方法：  
サプライヤー証明書（構成品）

STEP2 回答の受信

**D**  
Determine 原産資格調査

+a

その他の対応事項

## PHASE 3 証明書の用意

### PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~49)

PHASE2の目的	P9
作業手順	P9
例題	P10

#### A

Answer

#### 依頼の受信

A : 依頼の受信でやること	P12
作業手順	P12
<b>標準フォーム2</b> 原産資格調査の依頼・回答シート	P12
依頼内容の確認	P13

#### D

Determine

#### 原産資格調査

D : 原産資格調査でやること	P18
作業手順	P18

#### STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

生産場所・生産行為の確認	P19
--------------	-----

#### STEP2

品目別原産地規則  
(原産品と判断するための基準) を選ぼう！

(1) 品目別原産地規則の確認	P20
(2) 品目別原産地規則の選択	P26

#### STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

(1) 原産資格調査の確認資料への記入	
<b>標準フォーム3</b> 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用/VA証明用)	P27
-[CTCルール]	P28
-[VAルール]	P38

## PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~49)

D  
Determine

### 原産資格調査

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

#### (2) ルールをクリアすることの確認

- 【CTCルール】 P36
- 【VAルール】 P40
- ▶応用 (CTC/VA共通)
- 1 : CTCルール・VAルールをクリアしなかった場合の対応方法 P42
- 2 : サプライヤー証明書 (構成産品) の取得が必要なケース P44
- 3 : サプライヤー証明書 (構成産品) の依頼方法 P45

A  
Answer

### 回答の送信

- A : 依頼の送信でやること P47
- 作業手順 P47

STEP1

希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう！

- サプライヤー証明書 (構成産品) の作成 P48

**標準フォーム4-2** サプライヤー証明書 (構成産品)

P48

STEP2

依頼者に回答を送信しよう！

- 回答内容の記入と送付 P49

# 目次(3/3)

## その他の対応事項 (P50～53)

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) その他の対応事項    | P52 |
| (2) 当局による調査について | P53 |

## 標準フォーム

各フォームのダウンロード▶ [https://jaftas.jp/epamannual\\_form/](https://jaftas.jp/epamannual_form/)

- 【1】 EPA利用確認シート
- 【2】 原産資格調査の依頼・回答シート
- 【3-1】 原産資格調査の確認資料（CTC証明用）
- 【3-2】 原産資格調査の確認資料（VA証明用）
- 【4-1】 サプライヤー証明書（輸出品）
- 【4-2】 サプライヤー証明書（構成品）
- 【5-1】 自己証明の申告書（日オーストラリア）
- 【5-2】 自己証明の申告書（CPTPP）
- 【5-3】 自己証明の申告書（日EU・英）
- 【5-4】 自己証明の申告書（RCEP）

# マニュアル中の用語解説

文中や標準フォーム中のEPA専門用語について、「用語解説」のマークがついている単語については、各PHASEやSTEPの中で用語の解説、確認方法の解説をしています。  
用語解説及び確認方法の解説がある用語の一覧は以下の通りです。

## 用語解説

### PHASE 2

調査区分（新規/定期原産性維持確認/再依頼）	P13
HSコード	P14
協定年次版のHSコード	P15
品目別原産地規則	P15
荷姿（輸出品/構成品）	P16
希望回答方法	P16
サプライヤー証明書（構成品）	P16、42
CTCルール	P21
VALルール	P22
デミニマスルール	P42
累積	P42

FTA Port 用語集 <https://jaftas.jp/word/>

その他の用語

## 確認方法

### PHASE 2

品目別原産地規則	P23
構成品・材料のHSコード	P32

**PHASE**

**2**

**原産品であることの確認**



**PHASE2**  
の目的

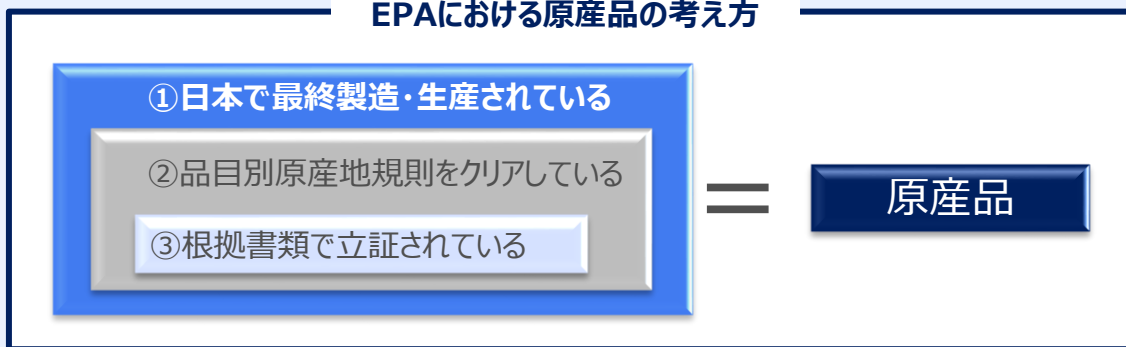
**調査対象品が日本の原産品であることを証明しよう！**

輸出者がEPAの原産地証明書を取得するためには、対象の産品が**日本の「原産品」であることが必要不可欠**です。

原産品であることを証明するには、以下の3つのルールを満たす必要があります。

- ①日本国内で最終製造・加工がされている
- ②品目別原産地規則（＝EPAで定められた原産品と認められるためのルール）をクリアしている
- ③品目別原産地規則をクリアしていることが根拠書類で立証されている

**EPAにおける原産品の考え方**



輸出品の生産者がこれらのルールを満たしているか確認を行う過程で、輸出品を構成する部品・材料についても原産品であることの確認が必要になる場合があります。その場合、その部品・材料の生産者であり生産情報を把握しているサプライヤーの皆さんへ調査依頼が届きます。納品先からの依頼に応じて、自社の生産品が日本の原産品かどうかを確認し、結果を連絡しましょう。



**作業手順**

依頼者（輸出者兼生産者/生産者）とのやり取りに関わる部分「A」と、社内における調査の部分「D」の大きく2つの要素があり、以下の流れに沿って進めます。

**A**

Answer

**依頼の受信**

- 依頼者から送付された「原産資格調査の依頼・回答シート」（以下、「依頼・回答シート」）の（1）依頼事項の内容を確認します

**D**

Determine

**原産資格調査**

- 3つのステップに沿って、原産品であるかどうかの確認、立証を行います

**A**

Answer

**回答の送信**

- 「依頼・回答シート」の（2）回答事項に、必要事項を記入します
- 希望回答方法に応じて、必要な手続き/書類の作成を行い、「依頼・回答シート」とともに依頼者へ送付します

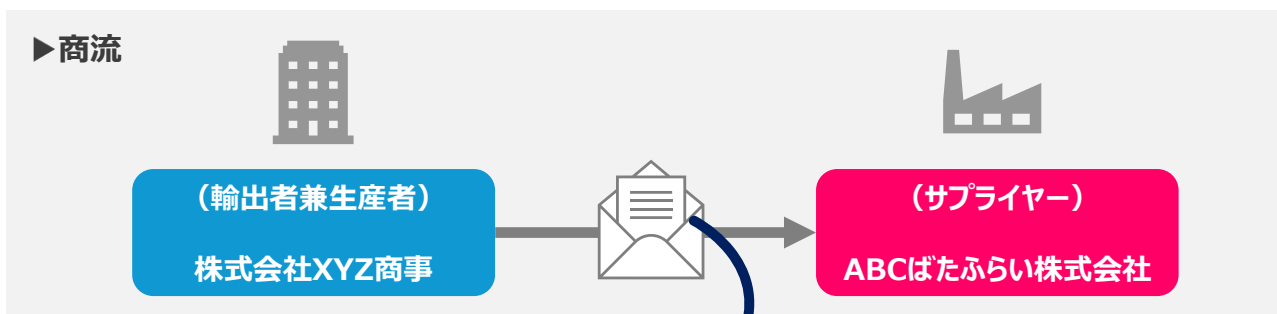
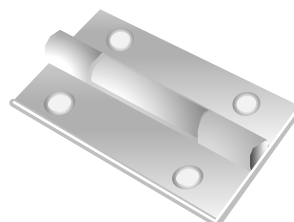
作業手順について、以下の例題に沿って解説していきます。



**例題**

(輸出者兼生産者) この製品を使用する輸出品で、EPAを使います！  
「依頼・回答シート」の内容を確認して、原産品かどうかを確認してください。

製品 : ちょうつがい  
 輸出先 : タイ  
 HSコード : 8302.10  
 協定 : 日タイ



**標準フォーム2**

原産資格調査の依頼・回答シート  
(輸出者兼生産者からエクセルで送付)

(上半分) **輸出者兼生産者 (依頼者)** が  
依頼事項を記入する箇所

A : 依頼の受信のパートで内容を確認します。



**ポイント**

依頼者が記入する情報は、皆さんが原産資格調査をする上で必要な情報です。  
依頼者との間で特段の依頼・回答フォームが決まっていない場合、皆さんから依頼者へ、当シートを利用して依頼してもらおうよう、提案してみましょう！

(下半分) 最後に**サプライヤー (回答者)** が  
結果等を記入する箇所

A : 回答の送信のパートで記入します。

ABCばたふらい株式会社 依頼書

EPA原産資格調査に関する協力のおお願い

平素は大変お世話になり、ありがとうございます。  
 (1) に記載の商品につき、EPAを利用するための原産資格調査を実施いたします。ご協力をお願いします。

依頼者名: 株式会社XYZ商事  
 担当部署名: アジア部  
 担当名: 鈴木充子  
 依頼日: 2022年8月1日  
 依頼書No.: XYZ-0000001

参考資料: EPA原産資格調査に関するURL  
 URL: [http://www.epa.go.jp/...](#)

本件に関する問合せ先:

担当者	担当部署	電話番号	Eメール
藤原 直	購買本部	03-XXXX-XXXX	kohei@xyz.com

(1) 依頼事項

調査区分 (選択)	品番	品名 (英名)	品名 (日)	HSコード (協定年次6桁)	季節表示有無 (選択)
新規	12345	HINGE	ちょうつがい	8302.10	無し
既存品 既存の依頼シート (選択)	輸入通知書 品目別原産地証明 (選択)	CTCO適合 and / or VAの適合			無し (特種加工等付与記入)
日タイ協定 HS2017	タイ	CTH(上4桁変更) or 40%			
寄付 (選択)	承認取得方法 (選択)	承認取得方法(寄付通知書)の場合 寄付通知書 企業名	日商社名 日商社名 (任意)	日商社名 日商社名 (任意)	承認取得日
構成品	サプライヤー証明書 (構成品)				2022年8月15日

(2) 依頼者の情報

会社名	代表者名	住所	電話番号	Eメール
ABCばたふらい株式会社	鈴木 太郎	東京都千代田区千代田	03-XXXX-XXXX	kohei@xyz.com

(3) 調査結果

調査結果	調査方法	調査結果
調査結果	調査方法	調査結果

※ 調査結果は、EPAの定める基準に基づき判断されます。

※ 調査結果が「調査結果あり」となると、EPAを利用するための原産資格調査を実施いたします。

※ 調査結果が「調査結果なし」となると、EPAを利用するための原産資格調査を実施いたしません。

※ 調査結果が「調査結果不明」となると、EPAを利用するための原産資格調査を実施いたしません。

※ 調査結果が「調査結果不明」となると、EPAを利用するための原産資格調査を実施いたしません。

## PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~49)

A

Answer

### 依頼の受信

A : 依頼の受信でやること

P12

作業手順

P12

**標準フォーム2** 原産資格調査の依頼・回答シート

P12

依頼内容の確認

P13

D

Determine

### 原産資格調査

A

Answer

### 回答の送信

+α

**その他の対応事項**

**(P50~53)**

A : 依頼の受信  
でやること

調査対象品の情報と回答方法を知ろう！

依頼者から送付された「依頼・回答シート」には、サプライヤーである皆さんが原産品であることの証明をするために必要となる情報が記載されています。まずは、その記載事項を確認します。なお、依頼者へ原産品かどうかの結果を回答する際にも、同じシートに記入して回答します。結果が原産である場合には、原産であることの結果だけではなく、サプライヤー証明書（構成品）の提出も必要となります。

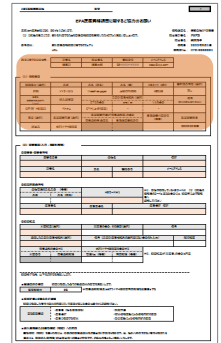


作業手順

以下の手順で確認を行います。

依頼内容の確認

- 輸出者兼生産者から送付された「依頼・回答シート」の  
(1) 依頼事項の内容を確認します



依頼者から届いた「依頼・回答シート」の上半分

ABCばたふらい株式会社

御中

EPA原産資格調査に関するご協力をお願い

平素は大変お世話になり、ありがとうございます。

- (1) に記載の製品につき、EPAを利用するための原産資格調査を実施いただけますようお願い申し上げます。

参考資料： EPA原産資格調査に関するマニュアル  
URL

依頼企業名：株式会社XYZ商事

担当者部署名 アジア部

担当者名：鈴木花子

依頼日：2022年8月1日

依頼書No. : XYZ-0000001

本件に関する問合せ先：

部署名	担当者名	電話番号	メールアドレス
購買部	購買太郎	03-XXXX-XXXX	kobai@xyz.com

(1) 依頼事項

調査区分【選択】	品番	品名(英名)	品名(日)	HSコード(協定年次6桁)	事前教示有無【選択】
新規	12345	HINGE	ちょうつがい	8302.10	無し
協定名 協定年次版HSコード 【選択】	輸入通関国	品目別原産地規則【選択】			備考 (除外規定などあれば記入)
日タイ協定 HS2017	タイ	CTCの場合	and / or	VAの場合	
荷姿【選択】	希望回答方法【選択】	希望回答方法が「同意通知書」の場合		日商過去判定番号 (任意)	希望回答期限
構成品	サプライヤー証明書 (構成品)	同意通知先 企業名	日商企業登録番号		2022年8月15日

(1) 依頼事項の内容について以降のページで解説していきます！ ▶▶▶

## 依頼内容の確認 (1/3)



## 標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

## (1) 依頼事項

## 用語解説

## 用語解説

調査区分【選択】	品番	品名（英名）	品名（日）	HSコード （協定年次6桁）	事前教示有無【選択】
新規	12345	HINGE	ちょうつがい	8302.10	無し

## 用語解説

## 調査区分とは

## 「新規」

過去に原産性確認の依頼を行っておらず、初めての依頼であるケースを指します。

## 「定期原産性維持確認」

過去の調査結果が「原産」であったものについて、内容に変更がなく、原産性が維持されているかどうかを確認するケースを指します。（サプライヤー証明書（構成品）の有効期限の更新についても同様の区分になります。）

## 「再依頼」

過去の調査結果が「非原産」であったものについて、再度調査を依頼するケースを指します。

## なぜ、過去に調査した産品であっても再度調査を依頼されるのでしょうか？

繰り返し輸出される産品については、輸出者から、対象製品の原産性が維持されているかどうかの調査依頼を定期的に受ける可能性があります。原産性が失われている状態で証明書を使用すると協定違反となるためです。

過去に調査済みの産品についても、定期調査の依頼を受けた場合には内容を見直してください。

## 用語解説

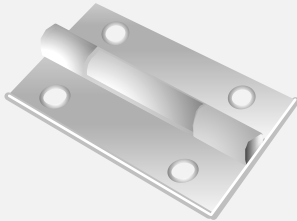
## HSコードとは

貿易取引（輸出入通関手続き）において使用される、物品を特定するためのコード（番号）です。

「HS条約」という国際条約において定められたルールに基づいて、この世の全ての物品が何らかの番号に属します。6桁までが条約上で定められた世界共通ルールで、7桁目以降は各国が独自に番号を定めていますが、EPAにおいては6桁の数字が用いられます。

\*HS : Harmonized Commodity Description Coding System の略

例：ちょうつがいのHSコード  
8302.10



83	8302	8302.10
<b>類(上2桁)</b> (Chapter)	<b>項(上4桁)</b> (Heading)	<b>号(上6桁)</b> (Sub-Heading)
各種の卑金属製 品	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	ちょうつがい

依頼内容の確認 (2/3)



標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

(1) 依頼事項

用語解説

用語解説

協定名 協定年次版HSコード 【選択】	輸入通関国	品目別原産地規則【選択】			備考 (除外規定などあれば記入)
		CTCの場合	and / or	VAの場合	
日タイ協定 HS2017	タイ	CTH (上4桁変更)	or	40%	

用語解説

協定年次版のHSコードとは

HSコードは約5年に一度、一部品目について名称・分類が改定され、輸出入通関時は最新版のHSコードが適用されます。EPAを利用するには、各協定で定められたHS年版のHSコードを使用する必要があります。各協定とHS年版の対応表は以下の通りです。

2002年版 (HS2002)	2007年版 (HS2007)	2012年版 (HS2012)	2017年版 (HS2017)		2022年 (HS2022)
日シンガポール協定 日メキシコ協定 日マレーシア協定 日チリ協定 日ブルネイ協定 日フィリピン協定	日スイス協定 日ベトナム協定 日インド協定 日ペルー協定	日オーストラリア協定 日モンゴル協定 CPTPP	日米貿易協定 日EU協定 日英協定 日タイ協定	日アセアン協定*1 日インドネシア協定*2	RCEP*3 ※2022年1月1日 新設（最新版 HS）

- \*1 日アセアン協定は、2023年3月1日より2002年版から2017年版に変更されました。
- \*2 日インドネシア協定は、2024年2月5日より2002年版から2017年版に変更されました。
- \*3 RCEP協定は、2023年1月1日より2012年版から2022年版に変更されました。

用語解説

品目別原産地規則とは

品目別原産地規則とは、製品に対して実質的な製造・加工等が行われているかを客観的に判断するためのルールの中で、主に「CTCルール」、「VALルール」と呼ばれる基準が設定されています。品目別原産地規則は協定ごと・HSコード（協定年次版HSコード）ごとに定められています。

用語解説

**CTCルール**  
(関税分類変更基準)

用語解説

**VALルール**  
(付加価値基準)

※用語の解説はP21～22参照

CTCルール”又は”VALルール / CTCルール”及び”VALルール

日インド協定を除き、CTCルールかVALルールのどちらかを満たせばよいこととなっており（＝”又は”と記載）、証明者がどちらかのルールを選択することができます。日インド協定のみ、CTCルールとVALルールの双方を満たさなければならない規定となるため（＝”及び”と記載）注意が必要です。

キーとなるのは、“協定年次版の”HSコード6桁！？

用語解説

品目別原産地規則は、上記の通り協定ごと・HSコードごとに定められていますが、このHSコードは、協定年次版のHSコードがキーとなります。

## 依頼内容の確認 (3/3)



## 標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

## (1) 依頼事項

用語解説

用語解説

荷姿【選択】	希望回答方法【選択】	希望回答方法が「同意通知書」の場合		日商過去判定番号 (任意)	希望回答期限
		同意通知先 企業名	日商企業登録番号		
構成品	サプライヤー証明書 (構成品)				2022年8月15日

## 用語解説

## 荷姿とは

## 「輸出品」

調査依頼を受けた産品が、国内でさらに加工等されることなく、そのまま海外へ輸出されるケースです。

## 「構成品」

調査依頼を受けた産品が、そのまま海外へ輸出されるのではなく、国内で輸出品等の材料として使用されるケースです。

※今回のケースは、輸出者兼生産者が生産する輸出品の部品・材料にあたるため「構成品」に該当します。

## 用語解説

## 希望回答方法とは

希望回答方法とは、自社で生産する産品が日本の原産品である場合に、輸出者兼生産者に対して結果を伝える形式で、「サプライヤー証明書（構成品）」となります。この希望回答方法が、最終的に輸出者兼生産者へ伝える事項となりますので、一連の作業のゴールと言えます。

希望回答方法が...

同意通知/  
サプライヤー証明書(輸出品)

今回、輸出品を構成する部品・材料について  
依頼された皆さんには関係ない回答方法です

サプライヤー証明書  
(構成品)

用語解説

Dへ進む

## 用語解説

## サプライヤー証明書（構成品）とは

サプライヤー証明書（構成品）は、輸出品を構成する部品や材料（以下、構成品）が、EPAにおける原産品である旨の、当該構成品のサプライヤーによる宣誓書を言います。

原則として、構成品のサプライヤーが、当該構成品について、輸出品に利用するEPAにおける原産品であることを証明し、輸出品の生産者に対して、構成品が原産品であることを宣誓する際に発行します。



## PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~49)

A  
Answer

依頼の受信

D  
Determine

原産資格調査

D : 原産資格調査でやること

P18

作業手順

P18

STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

生産場所・生産行為の確認

P19

STEP2

品目別原産地規則  
(原産品と判断するための基準) を選ぼう！

(1) 品目別原産地規則の確認

P20

(2) 品目別原産地規則の選択

P26

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

(1) 原産資格調査の確認資料への記入

**標準フォーム3**

原産資格調査の確認資料 (CTC証明用/VA証明用)

P27

-[CTCルール]

P28

-[VAルール]

P38

(2) ルールをクリアすることの確認

-[CTCルール]

P36

-[VAルール]

P40

▶応用 (CTC/VA共通)

1 : CTCルール・VAルールをクリアしなかった場合の対応方法

P42

2 : サプライヤー証明書 (構成) の取得が必要なケース

P44

3 : サプライヤー証明書 (構成) の依頼方法

P45

A  
Answer

回答の送信

+a

その他の対応事項

(P50~53)

D : 原産資格調査  
でやること

調査対象品が日本の原産品であるかどうかを確認しよう！

EPAにおいて、原産品となるためには、P9の3つの条件を満たす必要があります。ここでは、社内の生産関連資料が必要となりますので、必要に応じて他の部署の協力も仰ぎながら進めてください。



作業手順

大きく以下の3つのステップに沿って進めます。

STEP1 日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

生産場所・生産行為の確認

- 用意するもの：調査対象品の生産場所と生産工程が確認できる社内資料（例：生産工程表等）
- 生産場所・生産行為を確認します

最終製造・加工が  
海外で実施

非原産

STEP2 品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

(1) 品目別原産地規則の確認

- 用意するもの：依頼先から送付された依頼・回答シート
- 依頼：回答シートの（1）依頼事項の中の、品目別原産地規則の欄を参照します
- インターネット（税関のホームページ）で検索し、記載事項のダブルチェックを行います

(2) 品目別原産地規則の選択

- 適用する品目別原産地規則を選択します

STEP3 品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

(1) 原産資格調査の確認資料への記入

- 用意するもの：①標準フォーム3 原産資格の確認資料（CTC/VA証明用）  
②調査対象品に使用されたすべての材料が確認できる社内資料（例：総材料表等）  
③STEP2で選択したルールに応じて必要となるその他資料

(2) ルールをクリアすることの確認

STEP1

日本国内で最終製造・加工がされていることを確認しよう！

生産場所・生産行為の確認

- 調査対象品の生産場所と生産工程が確認できる社内資料（例：生産工程表等）を用意します
  - 以下の2点を満たしているかどうかを確認します
- ※ここで確認する工場の住所は、STEP3で必要となります

① 最終工程の生産工場の所在地が日本国内である

② 十分な生産行為を行っている

（生産工程表の例）

生産者名	生産工場名
ABCばたふらい株式会社	千葉工場
生産工場住所	
千葉県千葉市工場町1-1-1	
生産工程	
<pre> graph LR     A[材料投入] --&gt; B[製造加工組立て]     B --&gt; C[検査]     C --&gt; D[出荷]             </pre>	



ポイント

十分な生産行為かどうかについては、以下のリンクを参照してください。  
FTA Port用語集より「原産資格を与えることとならない作業」：  
<https://jaftas.jp/glossary/epa-word120/>

最終工程が  
日本で行われている  
ことが確認できた！

STEP2へ進む

海外で行われていた

残念ながら・・・非原産  
A：回答の送信へ進む

調査結果：非原産であることを回答します

STEP2

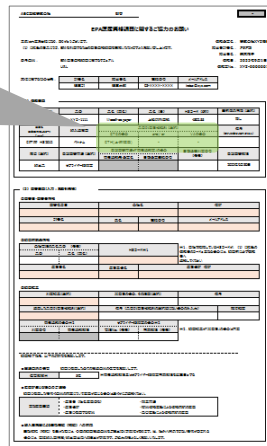
品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

(1) 品目別原産地規則の確認

- 依頼先から送付された依頼・回答シートの、(1) 依頼事項の中の、品目別原産地規則の欄を参照します
- インターネット（税関のホームページ）で検索し、記載事項のダブルチェックを行います

用語解説	品目別原産地規則【選択】		用語解説
CTCの場合	and / or	VAの場合	
CTH(上4桁変更)	or	40%	

CTCルール、VAルールの用語の解説は次ページ参照



以下のいずれかの確認方法にて、  
記載事項が一致するかのダブルチェックを行う

※万が一、検索結果と依頼・回答シートに記載のルールが異なる場合には、輸出者兼生産者に確認し、正しいルールのもと先に進めてください

確認方法

- 日本税関：原産地規則ポータル (<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>)  
(検索方法はP23~24参照)

STEP2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

用語解説

CTCルールとは

CTC : Change in Tariff Classification

日本語では「関税分類変更基準」と呼ばれ、製品とその製品の材料のHSコードを比較して、番号が異なっていれば、実質的な製造・加工が行われたとして、構成部材の調達先や原産国に関わらず、原産品と認められるルールです。

CTCルールの変更のレベルは3種類あります。

CC	他の類（上2桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上二桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTH	他の項（上4桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上四桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTSH	他の号（上6桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上六桁の内、一桁でも番号が異なっている

CC : Change of Chapter

CTH : Change of Tariff Heading

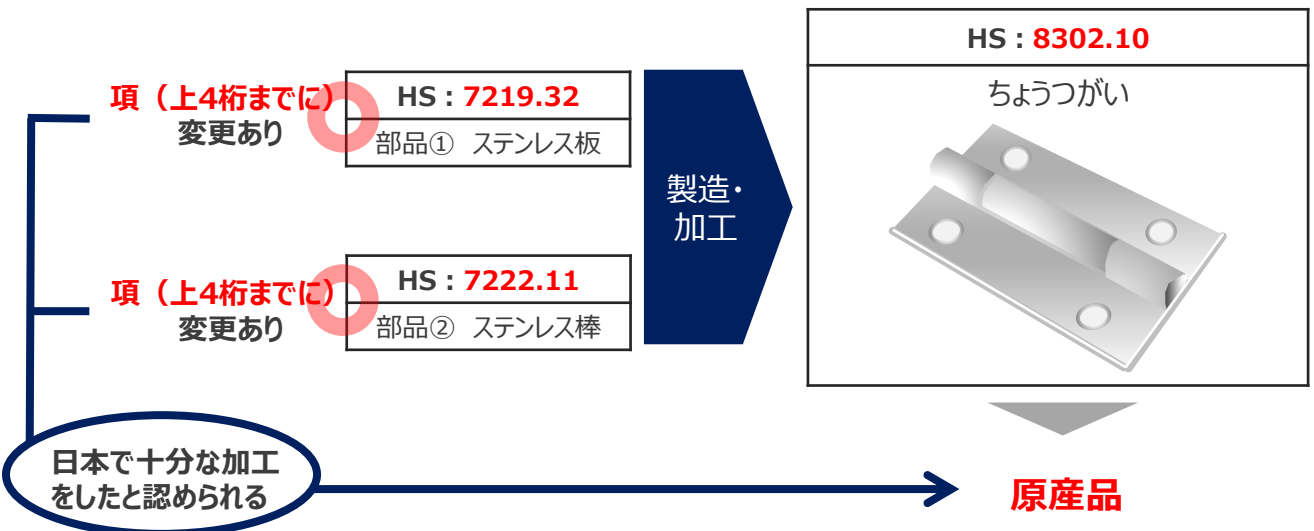
CTSH : Change of Tariff Sub-Heading

\* 産品を構成する全ての材料がCTCルールを満たしている必要があります。ただし、デミニマスルールを利用できる場合は、例外的対応をすることが認められています。

例：CTH（項/上4桁変更）の場合

対象産品（ちょうつがい）と、その全ての構成部品（部品①～②）のHSコードを比較します。

材料から対象品のHSコードへ、協定基準の桁数における番号の変更があるため、対象産品は原産品であると認められます。



STEP2 品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

用語解説

VAルールとは

VA : Value Added

日本語では「付加価値基準」と呼ばれ、製品の価格に対して、一定基準以上の付加価値が生じていれば、実質的な製造・加工が行われたとして、構成部材の調達先や原産国に関わらず、原産品と認められるルールです。

VAルールの基準となる考え方や付加価値の割合は協定によって異なります。

一般的なVAの計算式：

$$\frac{\text{FOB(EXW)} - \text{VNM}}{\text{FOB(EXW)}} \times 100 \geq \text{基準値}$$

\*FOB = 本船渡し価格

構成品の場合はFOB価格がないため、EXW（日EU協定及び日英協定を除く）、またはサプライヤーから取引先への販売価格を用いる。

\*EXW = 工場出し価格

\*VNM = Value of Non-originating Materials  
(非原産材料費の合計)

例：VA40%の場合

対象産品（ちょうつがい）を構成する、非原産材料以外の価格の合計（＝付加価値の割合）が協定基準値を超えているため、対象産品は原産品と認められます。



STEP2 品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）をしよう！

<品目別原産地規則の検索方法1>

原産地規則ポータルでの確認方法

日本税関の「原産地規則ポータル」において、以下の手順により確認することができます。

例： ちょうつがい（HS：8302.10）をタイに輸出する場合の日タイ協定の品目別原産地規則の調べ方



「原産地規則ポータル」で検索  
又は以下URLへアクセスする  
<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

“目的別に探す”から  
「品目別原産地規則の検索」  
をクリック

「国名」を選択

「品目」  
(協定年次版HSコード6桁)  
を入力

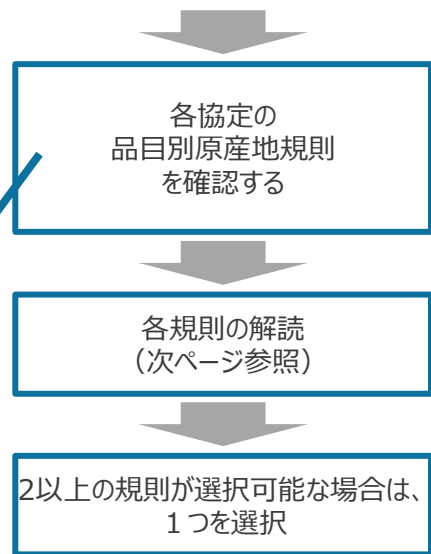
検索

利用協定のタブをクリック  
(複数ある場合)

STEP2 品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

(つづき)

HS2017				日タイ経済連携協定(HS2017) / Japan-Thailand EPA (HS2017)		
部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
15	83			各種の単金原製品 Miscellaneous articles of base metal		
		8302		単金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品(家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適用するものに限る。)、取付具付きキャスター及びドアクローザー Base metal mountings, fittings and similar articles suitable for furniture, doors, staircases, windows, blinds, coachwork, saddlery, trunks, chests, caskets or the like; base metal hat-racks, hat-pegs, brackets and similar fixtures; castors with mountings of base metal; automatic door closers of base metal.		
			830210	ちようつがい Hinges	CTH又はQVC40 CTH or QVC 40	



日本税関「原産地規則ポータル」を基に加工して作成  
(<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>)

※「一般ルール」と表示された場合

一部の協定では、「一般ルール」と表示される品目があります。その場合の「一般ルール」とは、以下の通りです。

協定	一般ルール		
日アセアン協定	関税分類変更基準4桁変更 (CTH)	or	付加価値基準40%以上 (RVC40)
日スイス協定	関税分類変更基準4桁変更 (CTH)	or	付加価値基準40%以上 (VNM60)
日ベトナム協定	関税分類変更基準4桁変更 (CTH)	or	付加価値基準40%以上 (LVC40)
日インド協定	関税分類変更基準6桁変更 (CTSH)	and	付加価値基準35%以上 (QVC35)

※文章で表示された場合 (HSコード : 8302.10 日インドネシア協定)

以下のような表示がなされた場合、“又は”の前後で、前半がCTCルール、後半がVALルールの規定となります。

第八三〇一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

P25でそれぞれ解説します ▶▶▶



STEP2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

<品目別原産地規則の解説>

CTCルール

CTH

CC	他の類（上2桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上二桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTH	他の項（上4桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上四桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTSH	他の号（上6桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上六桁の内、一桁でも番号が異なっている

VALルール

QVC四〇

= VA40%



ポイント

2つの規則が「又は」で繋がれ、CTCルールとVALルールが双方規定されている場合には、**どちらか一方を選択**して、選択した規則 1 つを満たせばよいこととなります。  
 ※「及び」の場合には、CTCルール、VALルールどちらも満たさなければなりませんので、**注意**してください。  
 尚、日インド協定では CTCルール及びVALルールである場合が頻繁にあります。

STEP2

品目別原産地規則（原産品と判断するための基準）を選ぼう！

(2) 品目別原産地規則の選択

- 記載事項を確認し、以下のチャートに沿って適用する規則を選択します

CTCとVAどちらかを選択できる

はい

いいえ

定められた品目別原産地規則  
に基づき原産資格調査

CTCルールがおすすめ！（関税分類変更基準）

STEP3以降 P28～

メリット：

定期的に原産性確認の依頼がある場合に、構成部品や生産工程の変更がなければ、原産性が失われる可能性が少ない

まずは全ての構成部品や生産工程を把握している部署（例：生産管理）への情報提供を依頼しましょう！

デメリット：

HSコード分類の調査工数が大きい

「ある程度の固まり」の考え方で調査工数を抑えることができます！

構成品の数が多く、  
HS分類をすることが工数負担が大きい

VAルールがおすすめ！（付加価値基準）

STEP3以降 P38～

メリット：

自社生産で普段から製品別原価計算を行っている場合は調査工数が少ない

原価情報を持っている部署（例：経理）への情報提供の依頼をしてください！

デメリット：

コスト変動や為替変動により、原産性が失われる可能性が大きい

社内で余裕率を設定することで対策することができます！

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

(1) 原産資格調査の確認資料への記入

- STEP2で選択した品目別原産地規則（CTCルール or VAルール）のフォームを用意します  
※日インド協定で、CTC+VAルールの場合には両方必要です

CTCルール

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料（CTC証明用）

【フォームダウンロード】

経済産業省HP

「申請手続における提出書類等の例示と留意事項」

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html)

CTC対比表フォーマット（EXCEL形式：452KB）

記入方法は  
P28～

原産性の確認資料（CTC証明用）

1. 資料作成者（特定後継者）情報			
(1) 資料作成者名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者住所	
(4) 資料作成者メールアドレス※1	(5) 資料作成者電話番号 ※1	(6) 承認者氏名（任意入力）	
※1：255文字以内			
2. 生産者情報			
(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名	
(4) 生産工場住所			
3. 協定名、輸入通関国			
(1) 使用協定	(2) 輸入通関国 ※2		
※2：日アセアン協定の場合は必須			
4. 産品情報			
(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準	
5. CTCによる判定作業			
(1) 使用材料名称	(2) CTCコード HSコード HSコード HSコード	(3) 産原・非産原の区分 産原 非産原又は 産原性未確認	(4) 原産材料の供給（サプライヤー名）

VAルール

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料（VA証明用）

【フォームダウンロード】

経済産業省HP

「申請手続における提出書類等の例示と留意事項」

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html)

VA計算表フォーム スイス（EXCEL形式：306KB）

VA計算表フォーム スイス以外（EXCEL形式：425KB）

記入方法は  
P38～

原産性の確認資料（VA証明用）

1. 資料作成者（特定後継者）情報			
(1) 資料作成者名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者住所	
(4) 資料作成者メールアドレス※1	(5) 資料作成者電話番号 ※1	(6) 承認者氏名（任意入力）	
※1：255文字以内			
2. 生産者情報			
(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名	
(4) 生産工場住所			
3. 協定名、輸入通関国			
(1) 使用協定	(2) 輸入通関国 ※2		
RCEP			
4. 産品情報			
(1) 品名	(2) HSコード6桁	VA	以上
5. VAによる判定作業			
(1) FOB価格（円）		(2) 計算結果	
(3) 使用材料名称	(4) 金額 （円）	(5) 産原・非産原の区分 産原 非産原又は 産原性未確認	(6) 原産材料の供給（サプライヤー名）
(7) 原産材料費 計	0		
(8) 非産原材料費 計	0		
(9) 合計			
(10) FOB価・非産原材料費			

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入\_記入1-4

- フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)

**記入1** ▼ 1. (1) ~ (5) に、自身の情報を記入します

1. 資料作成者 (判定依頼者) 情報

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
ABCばたふらい株式会社	田中 一郎	ABC-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5) 資料作成者電話番号	承認者氏名 (任意入力)
xxxxxxx@abc.co.jp	043-XXX-XXXX	管理 太郎

**記入2** ▼STEP1で確認した生産場所の情報をもとに、2. (1) ~ (4) を記入します  
複数の生産場所となる場合は、最終生産場所を記載

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
ABCばたふらい株式会社	日本	千葉工場
(4) 生産工場住所		
千葉県千葉市工場町1-1-1		

**記入3** ▼依頼書で確認した情報をもとに、3・4の各 (1) ~ (2) を記入します

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
日タイ協定	タイ

**記入4**

4. 産品情報

▼4. (3) に、STEP2で確認した品目別原産地規則を記入します

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
ちょうつがい	8302.10	CTH 4桁変更

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合



(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入\_記入5

- フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)

記入5 ▼ 5. (1)、(3) を記入します

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
ステンレス板			○	
ステンレス棒			○	

例：総部品表

ちょうつがい			
ステンレス板			
ステンレス棒			

(1) 使用材料名称

総材料表等を参照し、生産に使用した全ての材料を列挙します。

(3) 原産・非原産の区別

ここは全て「非原産又は原産性未確認」に○をつけてください。

原則、全ての材料や部品を列挙した上でHSコードの変更を確認する必要がありますが、「ある程度の固まりとしての部分品の考え方」でまとめることができます。

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

部品が多い場合の例

ある程度の固まりとしての部分品の考え方

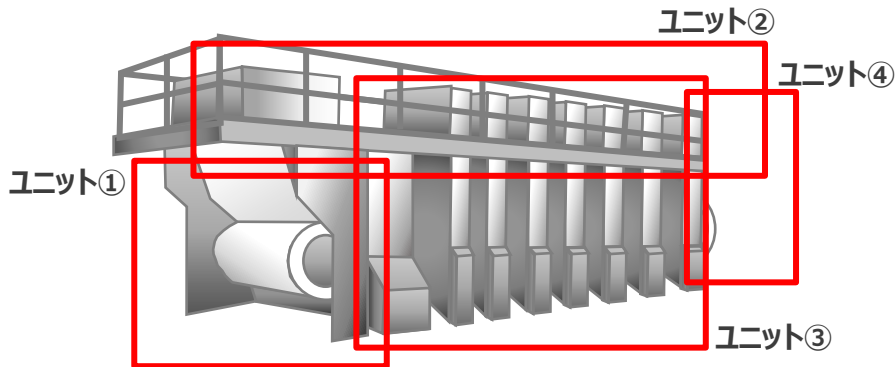
生産工程等の実態に合わせ、部品一点一点ではなく、ある程度の固まりとしての部分品として判定を行うことが可能です。

例：グラビア印刷機

個々の部品（ユニット③-a, ユニット③-b, …）ではなく、これらの部品から製造されたユニット③印刷部を固まりとしての部分品とみなし対比表に記載（詳細は次ページ参照）

例：総部品表

グラビア印刷機	
ユニット①	給紙部
ユニット②	印刷部
ユニット③	印刷部
	ユニット③-a
	ユニット③-b
	:



留意事項

※関税分類変更基準（CTCルール）の場合

- ③使用した「材料・部品」の品目数が膨大で個別の管理が困難な場合には、生産工程等の実態に合わせ、部品一点一点ではなく、ある程度の固まりとしての部分品として、管理できる。
- ④輸出産品と同一のHSコードに属する「材料・部品」について、輸出産品に適用されるCTCルールに照らして、生産行為を経てもCTCルールを満たさない場合には、以下の対応が考えられる。
  - ・CTCルールで求められるレベルのHSコードの変更がない非原産の「材料・部品」について、原産品である「材料・部品」を使用する
  - ・デミニマス※規定利用の可能性を検討する
  - ・原産地規則に「又は付加価値基準」と定められていれば付加価値基準（次項以降参照）の利用の可能性を検討する

※「デミニマス（僅少）」とは、一部の非原産材料がCTCルールを満たさない場合であっても特定の割合以下（ごく僅か）であれば無視してよいというもの。日アセアン協定の場合、例えばHS50～63類（繊維品）では製品の重量の10%以下、HS28～49類及びHS64～97類（その他工業品）では製品のFOB価額の10%以下などが対象。ただし、デミニマスは協定ごとに、対象品目・割合が大きく異なることから、利用を検討する際には協定を十分に確認する必要がある。
- ⑤同一の原産品判定を繰り返し利用する場合には、部品や材料が、生産場所の変更などによって、原産部品や原産材料でなくなる可能性もあるため、発給申請の都度、対比表の内容などに変更がないことを確認する必要がある。

出典：経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」2022年4月改訂を基に加工して作成

( [https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/gensanchi/roo\\_guidelin\\_e\\_preservation.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guidelin_e_preservation.pdf) ) ※CTCはP10、VAはP15を参照

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

部品が多い場合の例

ある程度の固まりとしての部分品の考え方の例

1. 原料の名称 (品名・学名・通称)	(1) 原料の原産国	(2) 原料の原産地

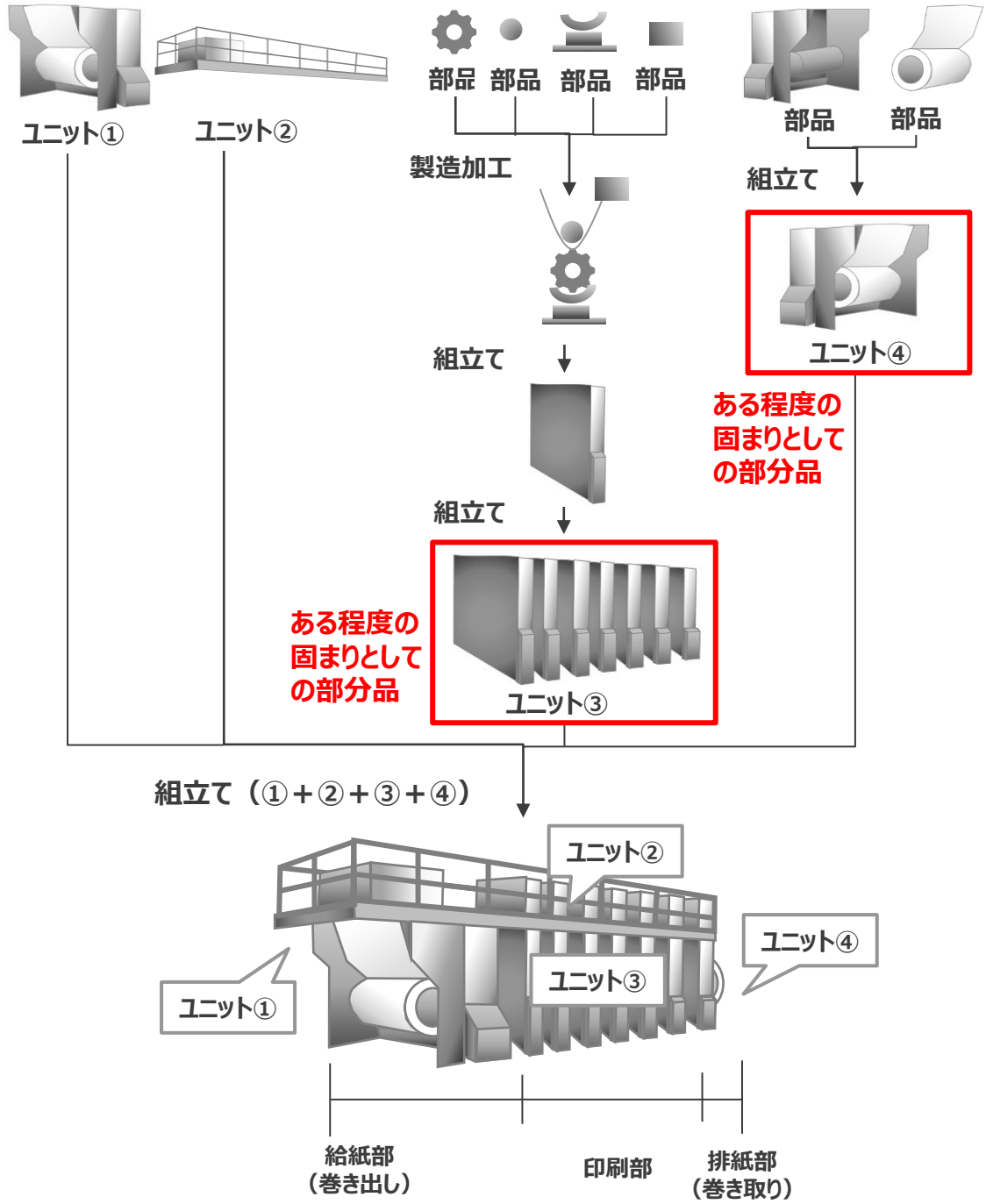
(3) 製造工程	(4) 製造工程の名称	(5) 製造工程の場所	(6) 製造工程の設備

材料投入  
(購入単位)

製造加工  
・  
組立て

検査

出荷



STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入\_記入6

- 例題に沿って、フォームに記入していきます。

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)

**記入6** ▼ 5. (2) HSコード を記入します

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
ステンレス板	7219		○	
ステンレス棒	7222		○	

確認方法

- 日本税関：輸出統計品目表 (<https://www.customs.go.jp/yusyutu/>)
- FTA Port：HS LAB (<https://jaftas.jp/hslab/>) (検索方法はP34参照)

<構成材料のHSコードを調べる最の注意事項>

ここで記入するHSコードは、協定年次版のHSコード (用語の解説はP15参照) でなければなりません。

調べたHSコードの年次が協定年次版でない場合には、世界貿易機構 (World Trade Organization) が提供するWebサイト「HS Tracker」において、協定年次版のHSコードを確認してください。

構成材料は、まず自社で購入している構成材料でHSコードを確認してください。(その際は、ある程度の固まりとしての部分品の考え方 (P30参照) もユニット単位に適用できるか一緒に考えてください)

サプライヤー証明書 (構成材料) (P16参照) が必要な場合を除き、**自社で購入している構成材料を構成する“材料・部品”にまで遡ってHSコードを確認する必要はありません。**さらに、サプライヤー証明書 (構成材料) の取得が必要なケースはP43参照。



STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

(1) 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用) への記入\_記入6

- 材料のHSコードの桁数  
必ずしも6桁すべてを確認する必要はなく、対象品のHSコードと、材料のHSコードを比較し、CTCをクリアする桁数が変わっていることを検証できるレベルで確認ください\*。  
ただし、HSコードは関税率表解説1にもとづき、4桁（項レベル）での判断が大原則です。そのため、4桁以上での分類にもとづく判断を推奨致します。

②原産性を判断するにあたり、「産品」と使用した「材料・部品」との間でHSコードが変更されている必要があるが、使用した「材料・部品」のHSコードについては、適用されるCTCルールに合わせ、必要な桁数の変更が確認できればよい。

2桁レベルの変更があれば、4桁レベルの変更は満たしている。

- (1) CC (2桁 (類) レベルの関税分類変更基準) であれば、2桁
- (2) CTH (4桁 (項) レベルの関税分類変更基準) であれば、2桁又は4桁
- (3) CTSH (6桁 (号) レベルの関税分類変更基準) であれば、2桁、4桁又は6桁

出典：経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」2022年4月改訂を基に加工して作成

( [https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/gensanchi/roo\\_guideline\\_preservation.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf) ) ※P8を参照

すべて  
項 (上4桁までに)  
変更あり

使用した全ての材料	
ステンレス板	7219
ステンレス棒	7222
・	・
・	・
・	・

製造



原産品

日本で十分な加工  
をしたと認められる

\*尚、検認では輸入国税関の判断により6桁のHSコードを求められるようなケースがあった場合は、適宜追加の求めに応じて対応するようにしてください。

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

<構成品・材料のHSコードの検索方法1>

HS LABでの確認方法

株式会社東京共同トレード・コンプライアンス社が提供するHSコードの検索テストサイト「HS LAB」でHSコードの候補とそれに関する定義等を確認することができます。



**Word Search - 用語から検索をしたい方 -**

- 本事業にご賛同いただいた業界団体および所属企業より提供された情報をデータ化し、業界専門用語等から業界専門用語データは、実証期間中、随時追加いたします。
- 業界用語だけでなく、HS品目表の言葉からも検索可能です。
- HSコードを特定すると、関連する注や解説の確認、さらに関税率の確認や削減効果額の試算も可能です。

[検索画面はこちら！](#)

**HS LAB**  
以下のURLへアクセスする  
<https://jaftas.jp/hslab/>

**Word Search**の  
「検索はこちら！」を選択

「協定」と「用語」を入力  
「対象」は「号の規定」を  
選択して検索

HSコードの候補を選択し、  
虫眼鏡マークをクリック

HS品目表の注、関税率表解  
説のリンクをクリックし、  
内容を確認

最新の関税率表解説  
の確認はこちら  
[https://jaftas.jp/hrcode/  
user/code.php](https://jaftas.jp/hrcode/user/code.php)

協定※  
協定の選択 ▼  
[協定と年版の対応を確認](#)

国 ※協定を選択ください

用語※  
用語を入力 🔍

✓複数の場合「;」を押入ください  
✓複数の場合全単語を含む検索

対象 号の規定 ▼

類	項	号	号の記載
83	83.02	🔍830210	- ちようつがい

HS品目表の注、関税率表解説 (2017のみ)

HS品目表の注はWCOのLegal Note、関税率表解説はWCOのExplanatory Noteが基になっています。

HSコード	内容	HS品目表の注	関税率表解説
第15部	卑金属及びその製品	注	解説
第83類	各種の卑金属製品	注	解説
第83.02項	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適用するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	-	解説
第8302.10号	- ちようつがい	-	-

STEP3

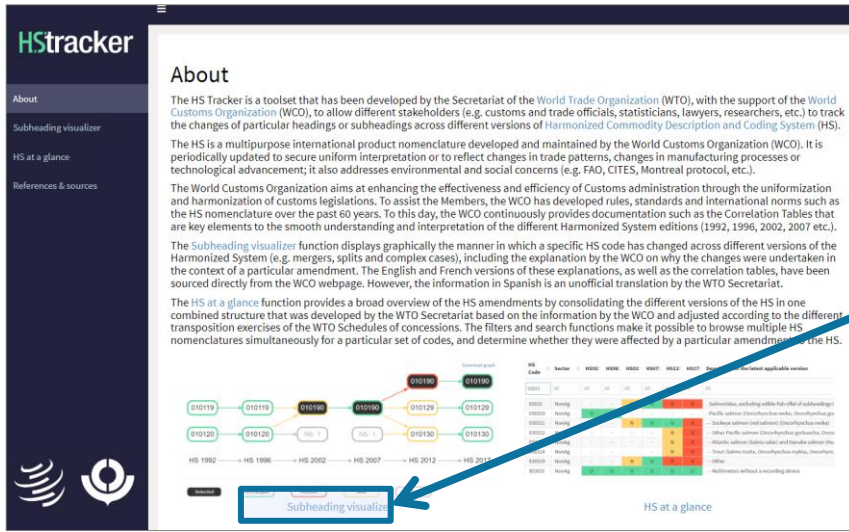
品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

<構成品・材料のHSコードの検索方法2>

HS Trackerでの確認方法

「HS Tracker」を利用して、2022年版のHSコードを基に、協定年次版のHSコードを確認します。



**HS Tracker**  
以下のURLへアクセスする  
<https://hstracker.wto.org/>

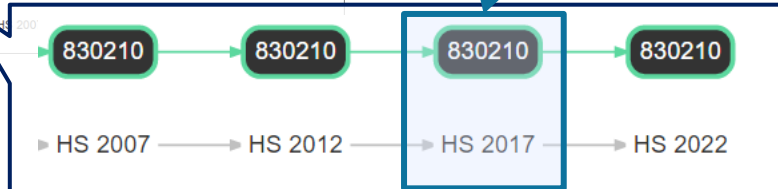
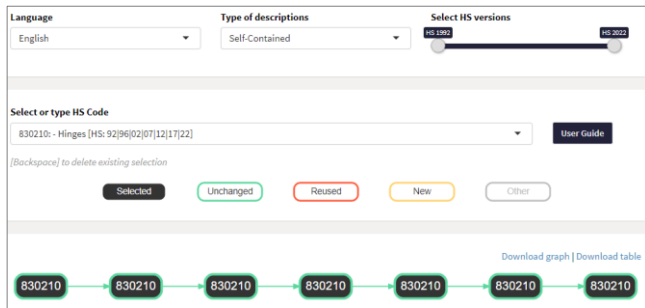
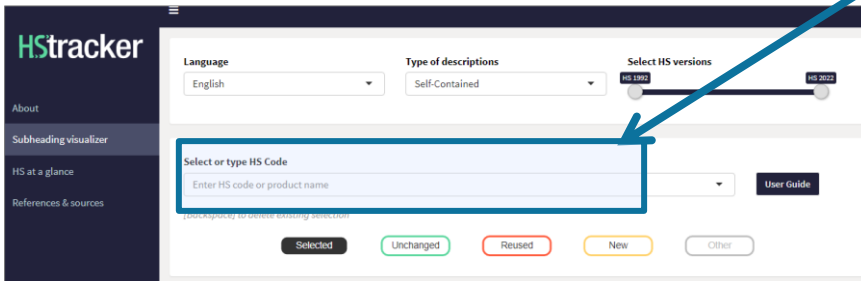
左下の  
**「Subheading visualizer」**  
をクリック

**「Select or type HS Code」**  
の欄に前のページで確認した  
HSコード（6桁）を入力

該当HSコードの番号の  
変遷が表示されるので、  
利用協定の年次を参照する

例題のHSコード：8302.10は、  
日タイ協定が採用するHS2017にお  
いても、変わらず8302.10  
であることが確認できた！

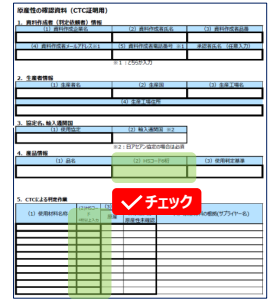
世界貿易機構「HS Tracker」を基に加工して  
作成 <https://hstracker.wto.org/>



STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合



(2) CTCルールをクリアすることの確認

- 対象品のHSコードと、材料のHSコードを比較し、指定の桁数において番号が異なることを確認します

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料 (CTC証明用)

4. 製品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
ちょうつがい	8302.10	CTH 4桁変更

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
ステンレス板	7219.32		○	
ステンレス棒	7222.11		○	

✓ チェック

項 (上4桁までに)  
変更あり

HS : 7219.32  
部品① ステンレス板

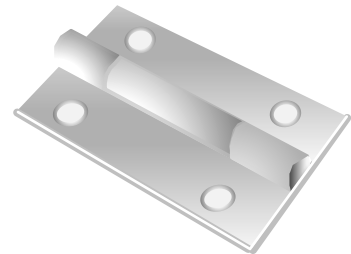
項 (上4桁までに)  
変更あり

HS : 7222.11  
部品② ステンレス棒

製造・  
加工

HS : 8302.10.

ちょうつがい



日本で十分な加工  
をしたと認められる

原産品

品目別原産地規則を  
クリアした！

次頁で作成した  
根拠書類の確認

品目別原産地規則を  
クリアしない...

P42へ進む

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTCの場合

標準フォーム3-1 原産資格調査の確認資料（CTC証明用）

1. 資料作成者（判定依頼者）情報

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
ABCばたふらい株式会社	田中 一郎	ABC-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5) 資料作成者電話番号	承認者氏名（任意入力）
xxxxxxx@abc.co.jp	043-XXX-XXXX	管理 太郎

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
ABCばたふらい株式会社	日本	千葉工場
(4) 生産工場住所		
千葉県千葉市工場町1-1-1		

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
日タイ協定	タイ

4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
ちょうつがい	8302.10	CTH 4桁変更

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	(2) HSコード 4桁以上入力	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は 原産性未確認	
ステンレス板	7219.32		○	
ステンレス棒	7222.11		○	

NEXT

ここまでで、対象産品の原産性が確認できました。この後は、A（回答の送信）へ進みます。

※日インド協定で、CTC+VALルールの場合には続いてP38へ進んでください

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

VAの場合



(1) 原産資格調査の確認資料 (VA証明用) への記入\_記入 1 - 4

- フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料 (VA証明用)

**記入1** ▼ 1. (1) ~ (5) に、自身の情報を記入します

1. 資料作成者 (判定依頼者) 情報

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
ABCばたふらい株式会社	田中 一郎	ABC-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5) 資料作成者電話番号	承認者氏名 (任意入力)
xxxxxxx@abc.co.jp	043-XXX-XXXX	管理 太郎

**記入2** ▼STEP1で確認した生産場所の情報をもとに、2. (1) ~ (4) を記入します  
複数の生産場所となる場合は、最終生産場所を記載

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
ABCばたふらい株式会社	日本	千葉工場
(4) 生産工場住所		
千葉県千葉市工場町1-1-1		

**記入3** ▼依頼書で確認した情報をもとに、3・4の各 (1) ~ (2) を記入します

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
日タイ協定	タイ

**記入4**

4. 産品情報

▼4. (3) に、STEP2で確認した品目別原産地規則を記入します

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
ちょうつがい	8302.10	VA 40% 以上

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

VAの場合



(1) 原産資格調査の確認資料 (VA証明用) への記入\_記入5

- フォームに必要事項を記入します

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料 (VA証明用)

**記入5** ▼ 5. (1)、(3)、(4)、(5) を記入します

5. VAによる判定作業

(1) FOB価額[円]		(2) 計算結果		
¥1,000		自動計算		
(3) 使用材料名称	(4) 金額 (円)	(5) 原産・非原産の区別		(6) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は原産性未確認	
ステンレス板	200		○	
ステンレス棒	100		○	

例：原価計算表

購入単位における原価情報

購入単位における原価情報を確認できる資料を社内で入手します。

(1) FOB価額 (円)

対象製品の輸出者兼生産者への販売価格を記入します。

(2) 計算結果

自動で表示されます。

(3) 使用材料名称

総材料表等を参照し、生産に使用した全ての材料を列挙します。

(4) 金額 (円)

原価明細表等を参照し、各部品の金額を記入します。  
(購入した部品であれば、購入価格)

(5) 原産・非原産の区別

ここは全て「非原産又は原産性未確認」に○をつけてください。

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

VAの場合



(2) VAルールをクリアすることの確認

- (2) に自動的に表示される計算結果が、協定の基準値（(3) 使用判定基準）を超えることを確認します

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料（VA証明用）

4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
ちょうつがい	8302.10	VA 40% 以上

5. VAによる判定作業

(1) FOB価額[円]	(2) 計算結果
¥1,000	70%

✓ チェック



品目別原産地規則をクリアした！

次頁で作成した  
根拠書類の確認

品目別原産地規則を  
クリアしない...

P42へ進む



STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

VAの場合

標準フォーム3-2 原産資格調査の確認資料 (VA証明用)

1. 資料作成者 (判定依頼者) 情報

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
ABCばたふらい株式会社	田中 一郎	ABC-12345
(4) 資料作成者メールアドレス	(5) 資料作成者電話番号	承認者氏名 (任意入力)
xxxxxxx@abc.co.jp	043-XXX-XXXX	管理 太郎

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
ABCばたふらい株式会社	日本	千葉工場
(4) 生産工場住所		
千葉県千葉市工場町1-1-1		

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
日タイ協定	タイ

4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
ちょうつがい	8302.10	VA 40% 以上

5. VAによる判定作業

(1) FOB価額[円]		(2) 計算結果		
¥1,000		70%		
(3) 使用材料名称	(4) 金額 (円)	(5) 原産・非原産の区別		(6) 原産材料の根拠 (サプライヤー名)
		原産	非原産又は原産性未確認	
ステンレス板	200		○	
ステンレス棒	100		○	

NEXT

ここまでで、構成品の原産性が確認できました。この後は、A (回答の送信) へ進みます。

※日インド協定で、CTC+VAルールの場合には続いてP28へ進んでください

## STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！ CTC/VA共通

## ▶ 応用1：CTCルール・VAルールをクリアしなかった場合の対応方法

## 1. 救済規定の適用

協定により、“デミニマスルール”や“累積”等の救済規定が設けられています。まずは、それらの規定が適用できるか確認します。

## 用語解説

## ● デミニマスルールとは ※CTCルールの場合のみ適用可能

非原産材料の価額又は重量が、製品の価額又は重量に対して、利用する協定に規定されている割合を超えていないことを条件として、HSコードの変更が認められない場合であっても、調査対象品を原産品と見做す規定です。

## ● 累積とは

日本ではない締約国で生産された輸出品の材料自体が、同協定の原産品の基準を満たしている場合は、原産材料としてみなすことができます。

詳細は、以下のP47を参照

「我が国の原産地規則～EPA原産地規則（詳細）～」

2022年4月 財務省関税局・税関 [https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa\\_roo.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_roo.pdf)

## 2. 「サプライヤー証明書（構成品）」の入手

## 用語解説

材料の仕入先に、当該材料が日本の原産品であることを証明してもらうことで、その材料については原産材料として扱うことができます。

CTCルールの場合、当該材料と製品のHSコードが同じでも良いこととなります。

VAルールの場合、非原産材料費ではなく、原産材料費として加算ができることとなり、原産資格割合を増やすことができます。

ただし・・・サプライヤー証明書（構成品）を取得するためには、いま皆さんが行っている原産資格調査と全く同じ作業を、材料の仕入先に依頼をする必要があります。事前に仕入れ先の対応可否を確認してください。

（サプライヤー証明書（構成品）が必要なケースと入手方法はP44、45を参照）

## 用語解説

## サプライヤー証明書（構成品）とは

サプライヤー証明書（構成品）は、輸出品を構成する部品や材料（以下、構成品）が、EPAにおける原産品である旨の、当該構成品のサプライヤーによる宣誓書を言います。

原則として、構成品のサプライヤーが、当該構成品について、輸出品に利用するEPAにおける原産品であることを証明し、輸出品の生産者に対して、構成品が原産品であることを宣誓する際に発行します。

応用編の解説がよく分からない場合には・・・

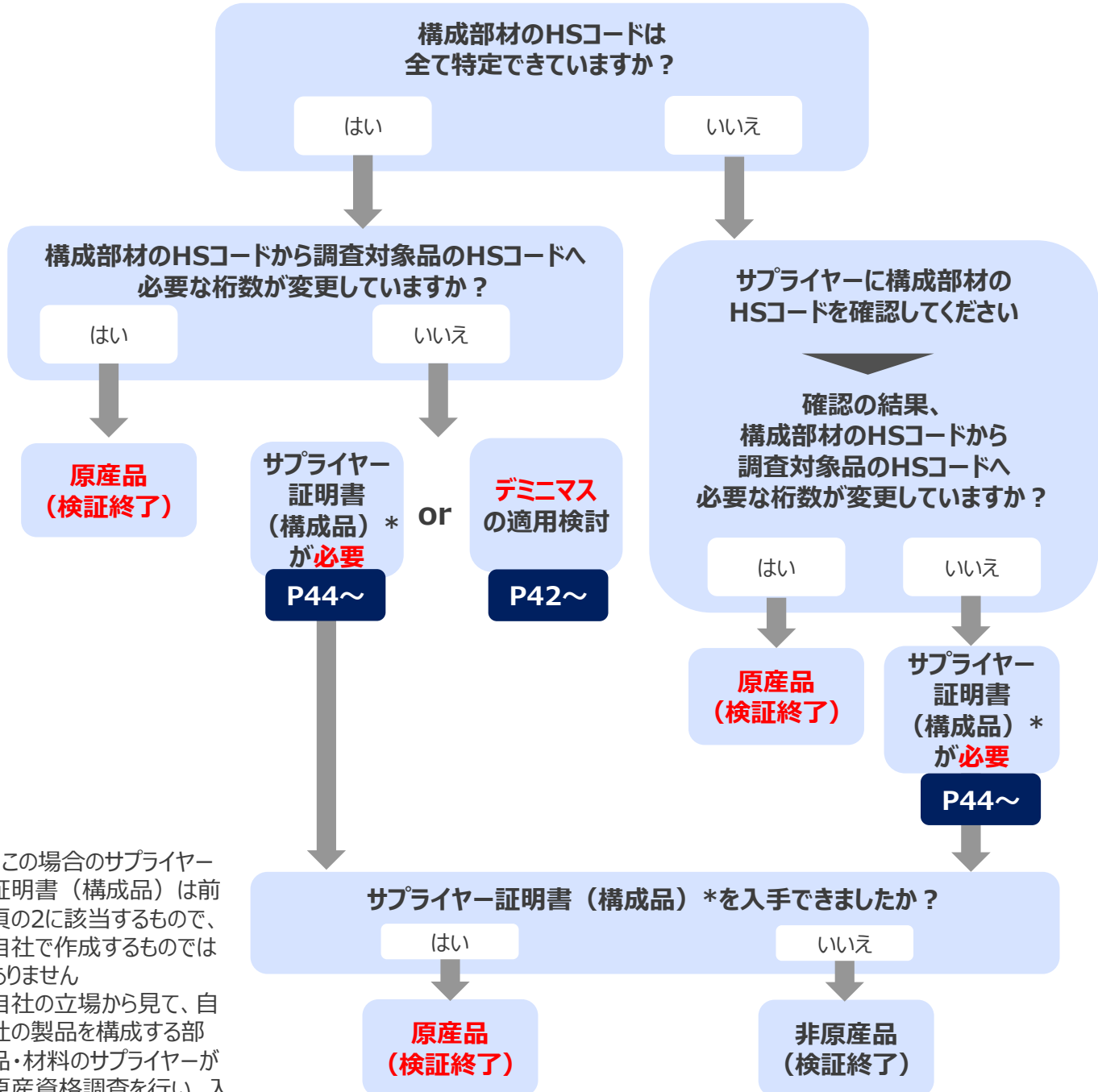
専門家に相談する  
(P54へ)

STEP3 品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！ CTCの場合

(参考) CTCでの応用

基準がクリアしない場合やHSコードの特定ができていない場合、以下のフローに沿って対応を確認しましょう

※協定やHSコードによっては、CTC及びVAのクリアが必要となるため、付加価値の基準値のクリアに加えてCTCルールの充足確認についてもこのフローチャートに則って実施してください。



\*この場合のサプライヤー証明書 (構成部品) は前頁の2に該当するもので、自社で作成するものではありません  
自社の立場から見て、自社の製品を構成する部品・材料のサプライヤーが原産資格調査を行い、入手する書類を指します

STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！ CTC/VA共通

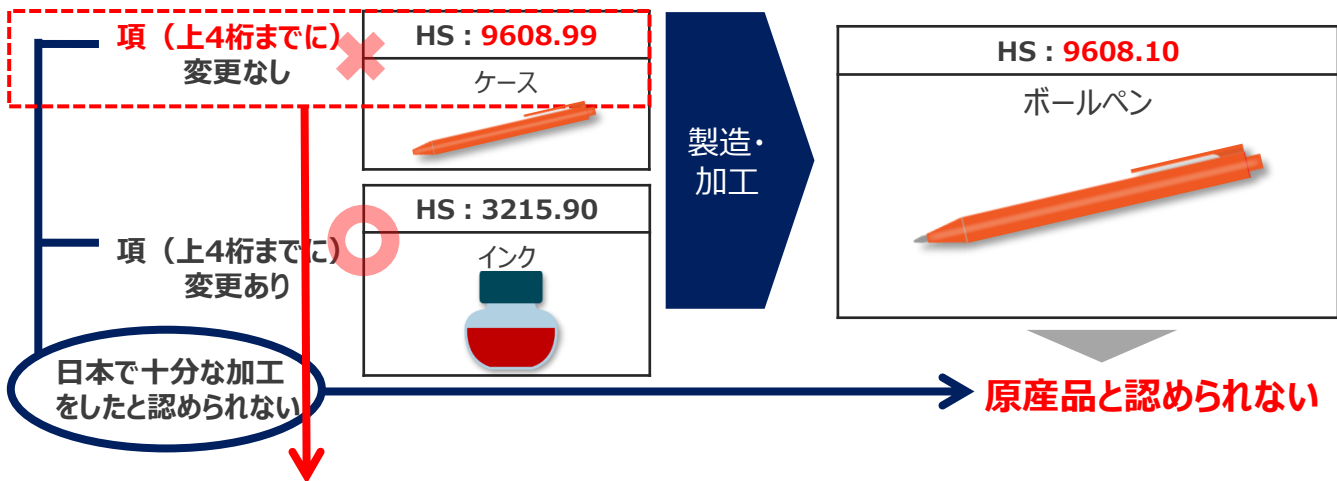
▶ 応用2：サプライヤー証明書（構成品）の取得が必要なケース

例：ボールペンのケースのCTH（項/上4桁）変更の場合に  
サプライヤー証明書（構成品）を取得

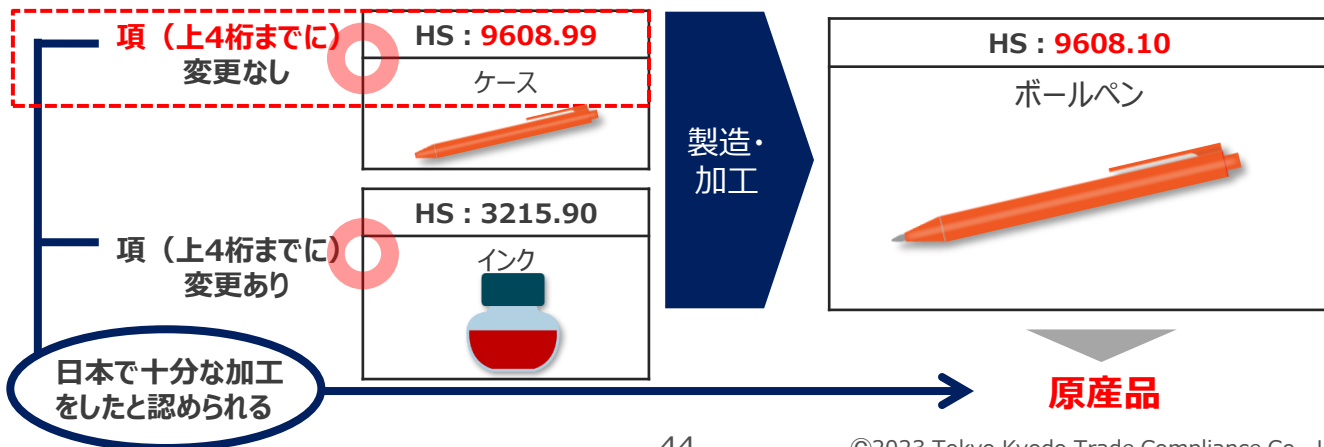
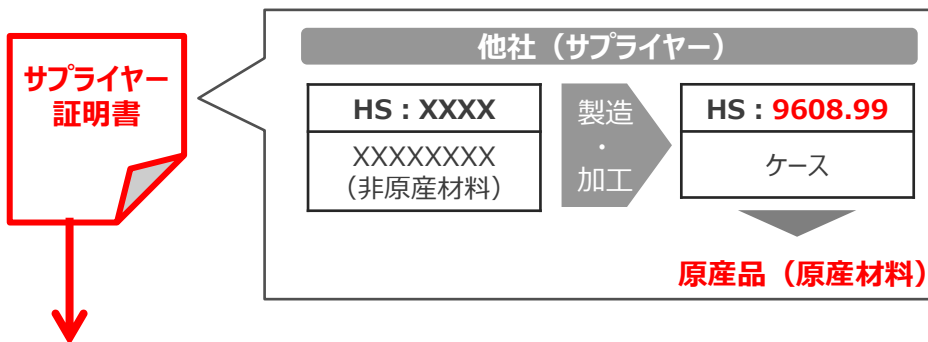


● 材料（材料の内訳は納入単位）

● 産品



「このケースは日本の原産品です」という証明を、購入先のメーカーから取得します。



STEP3

品目別原産地規則をクリアするかを確認しよう！

CTC/VA共通

▶応用3：サプライヤー証明書（構成部品）の依頼方法

サプライヤー証明書をもらうためには、今回皆さんが実施している原産資格調査と全く同じ作業を、サプライヤー側へ依頼することとなります。

依頼にあたっては、【標準フォーム2】原産資格調査の依頼・回答シートの依頼者側の情報を記入して、仕入先へ送付しましょう。

標準フォーム2

原産資格調査の依頼・回答シート

ダウンロード▶[https://jaftas.jp/epamannual\\_form/](https://jaftas.jp/epamannual_form/)

(上半分) 依頼者の記入する箇所

記載方法が分からない場合には、印刷産業機械業界向け輸出者編のマニュアルP26～40を参照してください。  
なお、その場合、“輸出品”と記載のある箇所はすべて“構成部品”に置き換えるようにしてください。

輸出者編：

[https://jaftas.jp/printingmachinery\\_manual\\_exporter/](https://jaftas.jp/printingmachinery_manual_exporter/)



(下半分) サプライヤー（部品の生産者、回答者）が結果等を記入して回答する箇所

依頼先のサプライヤーには原産資格調査の依頼・回答シートとともに、当マニュアル：業界横断サプライヤー編（実務編）を送付してください。サプライヤー側の必要な手続きが記載されています。

サプライヤー編：

[https://jaftas.jp/supplier\\_manual/](https://jaftas.jp/supplier_manual/)



The form is titled "EPA原産資格調査に関するご協力お願い" (Request for Cooperation Regarding EPA Origin Qualification Survey). It is divided into two main sections:

- (1) 依頼事項 (Request Details):** Includes fields for requester name, address, phone number, and email. It also contains a table for product details with columns for product name, quantity, value, and origin.
- (2) 調査事項 (Investigation Details):** Includes fields for supplier name, address, phone number, and email. It contains a table for supplier information with columns for supplier name, address, phone number, and email. Below this, there are sections for "大規模製造者情報" (Large Manufacturer Information) and "生産地情報" (Production Location Information), each with a table for detailed data.

## PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~49)

A  
Answer

依頼の受信

D  
Determine

原産資格調査

A  
Answer

回答の送信

A : 依頼の送信でやること

P47

作業手順

P47

STEP1

希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう！

サプライヤー証明書（構成品）の作成

P48

標準フォーム4-2

サプライヤー証明書（構成品）

P48

STEP2

依頼者に回答を送信しよう！

回答内容の記入と送付

P49

+α

その他の対応事項

(P50~53)

A : 回答の送信  
でやること

## 依頼者に回答を送信しよう！

依頼者から送付された「依頼・回答シート」には、サプライヤーである皆さんが原産品であることの証明をするために必要となる情報が記載されています。まずは、その記載事項を確認します。なお、依頼者へ原産品かどうかの結果を回答する際にも、同じシートに記入して回答します。結果が原産である場合には、原産であることの結果だけではなく、サプライヤー証明書（構成品）の提出も必要となります。



## 作業手順

大きく以下の2つのステップに沿って進めます。

## STEP1

## 希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう

希望回答方法が...

同意通知/  
サプライヤー証明書(輸出品)

今回、輸出品を構成する部品・材料について  
依頼された皆さんには関係ない回答方法です

サプライヤー証明書  
(構成品)

サプライヤー証明書  
(構成品) の作成

- 標準フォーム4-2 「サプライヤー証明書（構成品）」を作成します

## STEP2

## 依頼者に回答を送信しよう！

## 回答内容の記入と送付

- 依頼者から送付された「原産地証明書の依頼・回答シート」を用意します
- (2) 回答事項の欄に必要な事項を記入して、依頼者へ送付します

STEP1

希望回答方法に沿った必要事項を準備しよう

サプライヤー証明書  
(構成品)

サプライヤー証明書 (構成品) の作成

- 標準フォーム4-2 「サプライヤー証明書 (構成品)」を作成します

標準フォーム4-2 サプライヤー証明書 (構成品) ダウンロード ▶ [https://jaftas.jp/epamannual\\_form/](https://jaftas.jp/epamannual_form/)

サプライヤー証明書 (構成品)

作成日 : 2022年8月10日  
 サプライヤー証明書 (構成品) No. : ABC-000001  
 本証明書有効期限 : 2024/12/31

株式会社XYZ商事 御中

輸出者兼生産者の  
社名を記入します

氏名又は名称 ABCばたふらい株式会社  
 住所 千葉県千葉市工場町1-1-1  
 氏名 管理太郎  
 部署名 生産部  
 連絡先 043-XXX-XXXX

証明書No.、有効期限  
は任意で設定します

証明者として、自社の  
情報を正しく記入します

当社の下記製品は、下記記載の経済連携協定に基づく原産品であることを証明いたします。

- 根拠書類は協定本文、関連する国内法令、その他規則で定められた期間、弊社にて適切に保存いたします。
- 証明内容の過ち、コストの変化、構成部材の変更等により、下記製品の原産性が失われることが判明した場合、速やかに通知いたします。
- 輸入国当局または輸出国当局または指定発給機関（第三者証明制度を利用した輸出の場合、以下同じ）より日本原産品であることの証明根拠を求められたときは、輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関に対して弊社が根拠となる書類とともに説明をする責を負っているものとしたし、
- 輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関からの要請があった場合は、輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関に対して本証明内容を

記

協定名	日タイ協定
荷姿	構成品
品名 (英)	HINGE / HINGE
品名 (日)	ちょうつがい / ちょうつがい
製造番号・型番	12345 / ABC-12345
HSコード	8302.10
判定基準	CTH (4桁変更)
救済規定等の利用	なし
生産者会社名	ABCばたふらい株式会社
生産工場名	千葉工場
生産工場住所	千葉県千葉市工場町1-1-1

- ・協定名：輸出者から依頼のあった協定名を選択します
- ・荷姿：構成品
- ・品名：生産している部品・材料の品名を記入します※
- ・製造番号・型番：該当がある場合には記入します※
- ・HSコード：協定年次版の6桁を記入します
- ・判定基準、サプライヤー情報（会社名、工場名、工場住所）  
D：原産資格調査のSTEP3で書類に記入したものと  
同じ基準、情報を記入します

※品名、製造番号・型番について、依頼者と自社で異なる場合もありますため併記いただくことを推奨いたします  
 例 依頼者品名/自社品名



STEP2

依頼者に回答を送信しよう！

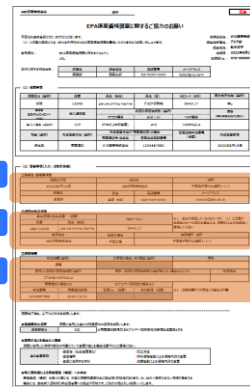
回答内容の記入と送付

- 依頼者から送付された「原産地証明書の依頼・回答シート」を用意します
- (2) 回答事項の欄に必要な事項を記入して、STEP1で作成したサプライヤー証明書（構成品）も併せて依頼者へ送付します

記入1

記入2

記入3



標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

記入1 ▼①に、自社の情報を記入します

①回答日・回答者情報

回答年月日	会社名		住所
2022年8月10日	ABCばたふらい株式会社		千葉県千葉市工場町1-1-1
部署名	氏名	電話番号	メールアドレス
生産部	管理 太郎	043-XXX-XXXX	xxxxxxx@abc.co.jp

記入2 ▼D:原産資格調査のSTEP3で記入した情報と同じ情報を記入します

②調査対象品情報

貴社管理の品名品番 (任意)		HSコード※1	※1: 自社で把握しているHSコードが、(1)に記載の依頼者のコードと異なる場合には、調査前に必ず依頼者へ連絡してください
品番	品名 (英名)		
ABC-12345	HINGE	8302.10	
生産者名	生産工場名	生産場所 住所	
ABCばたふらい株式会社	千葉工場	千葉県千葉市工場町1-1-1	

記入3 ▼D:原産資格調査のSTEP3で記入した情報、A:回答の送信のSTEP1の情報をもとに記入します

③調査結果

判定結果【選択】	非原産の場合、その理由【選択】		備考
原産			
適用した品目別原産地規則【選択】	備考 (品目別原産地規則の選択肢にない場合のみ入力)		救済規定
CTH			
同意通知の場合※2		サプライヤー証明書の場合※2	
判定番号	同意通知期限	管理No. (任意)	有効期限 (任意)
		ABC-000001	2024/12/31

※2: 調査結果が「非原産」の場合は不要

# その他の対応事項

## PHASE 2 原産品であることの確認 (P8~49)

+a

### その他の対応事項 (P50~53)

- (1) その他の対応事項 P52
- (2) 当局による調査について P53

1. その他の対応事項

証明書を用意した後も実施するべき対応事項があります。以下の項目について対応した上で、管理が必要なものについては組織として管理体制を整えることを推奨しています。

対応事項																															
<p><b>書類の保存</b></p>	<p>各協定において、原産地証明書や、原産性を立証する関連書類の保存が義務付けられています。輸出者、生産者、サプライヤーは、該当書類を、協定で定める期間は必ず保管しておかなければなりません。その期間は、基本的には、原産地証明書の発給日またはその翌日から以下の期間とされています。</p> <p>輸出者と生産者が異なる場合やサプライヤーとして生産者に調査協力している場合には、いつ原産地証明書が発給されたかが不明であることが一般的であるため、輸出者は生産者やサプライヤーに対して保管すべき期間を明示する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="329 568 1319 813"> <thead> <tr> <th colspan="2">3年</th> <th>4年</th> <th colspan="3">5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日ブルネイ</td> <td>日ベトナム</td> <td>日EU</td> <td>日メキシコ</td> <td>日フィリピン</td> <td>日タイ</td> </tr> <tr> <td>日アセアン</td> <td>RCEP</td> <td>日英</td> <td>日マレーシア</td> <td>日インド</td> <td>日オーストラリア</td> </tr> <tr> <td>日スイス</td> <td></td> <td></td> <td>日チリ</td> <td>日ペルー</td> <td>日モンゴル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日インドネシア</td> <td>CPTPP</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※日シンガポール協定：協定上具体的な明記なし                  ※日米貿易協定：輸入者手配のため、協定上輸出者、生産者としての保存義務の明記なし</p>	3年		4年	5年			日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ	日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア	日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル				日インドネシア	CPTPP	
3年		4年	5年																												
日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ																										
日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア																										
日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル																										
			日インドネシア	CPTPP																											
<p><b>各種書類・手続きの有効期限の管理</b></p>	<p>各種書類や手続きについて、有効期限が設定されるケースがあります。この場合、輸出者、生産者、サプライヤーは、有効期限の管理を行う必要があります。</p> <p>&lt;有効期限の管理が必要な例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライヤー証明書（構成品）</li> </ul>																														
<p><b>定期的な再調査の実施</b></p>	<p>繰り返し輸出される製品については、輸出者から、対象製品の原産性が維持されているかどうかの調査依頼を定期的に受ける可能性があります。原産性が失われている状態で証明書を使用すると協定違反となるため、過去に調査済みの製品についても、定期調査の依頼を受けた場合には内容を見直すことが重要です。</p> <p>&lt;確認ポイント&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 品番・品名</td> <td><input type="checkbox"/> 部品・材料</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 生産場所（工場名、住所）</td> <td><input type="checkbox"/> 原価情報（VAルール利用時）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 生産工程</td> <td><input type="checkbox"/> 為替変動（VAルール利用時）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 品番・品名	<input type="checkbox"/> 部品・材料	<input type="checkbox"/> 生産場所（工場名、住所）	<input type="checkbox"/> 原価情報（VAルール利用時）	<input type="checkbox"/> 生産工程	<input type="checkbox"/> 為替変動（VAルール利用時）																								
<input type="checkbox"/> 品番・品名	<input type="checkbox"/> 部品・材料																														
<input type="checkbox"/> 生産場所（工場名、住所）	<input type="checkbox"/> 原価情報（VAルール利用時）																														
<input type="checkbox"/> 生産工程	<input type="checkbox"/> 為替変動（VAルール利用時）																														
<p><b>原産性喪失の通知</b></p>	<p>生産者やサプライヤーは、対象製品の原産性が失われることを事前に把握した場合、または、原産性が失われたことを把握した場合は、速やかに依頼者に通知しなければなりません。</p>																														
<p><b>当局による調査</b> （※詳細は次ページ参照）</p>	<p>当局による調査（例：検認）があった場合、最初に輸出者が対応を行います。その後、生産者に対しても、当該調査に必要な根拠書類の提出や説明を求められる可能性があります。</p> <p>▶参考資料（経済産業省）                  「経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書（第三者証明制度）への検認について 2022年5月貿易経済協力局貿易管理部 原産地証明室」  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/points_of_verification.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/points_of_verification.pdf</a></p>																														

(2) 当局による調査について

当局による調査の代表的なものとして、何れのEPAにおいても規定がされている「事後確認（検認）」があります。

日本が締結する多くのEPAでは、事後確認の際には日本の当局が仲介をすることになっており、これを「間接検認」と呼びます。一方、一部の協定においては、輸入国当局が直接的に事後確認を行うことができる規定があるので注意が必要です。日本の当局が仲介せず、輸入国当局が直接的に行う事後確認を「直接検認」と呼びます。※1

間接検認

日シンガポール協定	日ベトナム協定
日メキシコ協定（※2）	日インド協定
日チリ協定	日ペルー協定
日タイ協定	日オーストラリア協定（※2、3）
日マレーシア協定	日アセアン協定
日インドネシア協定	日モンゴル協定
日ブルネイ協定	日EU協定
日フィリピン協定	日英協定
日スイス協定	RCEP（※2、4）

直接検認

日メキシコ協定（※2）
日オーストラリア協定（※2、3）
CPTPP（※3）
RCEP（※2、3、4）

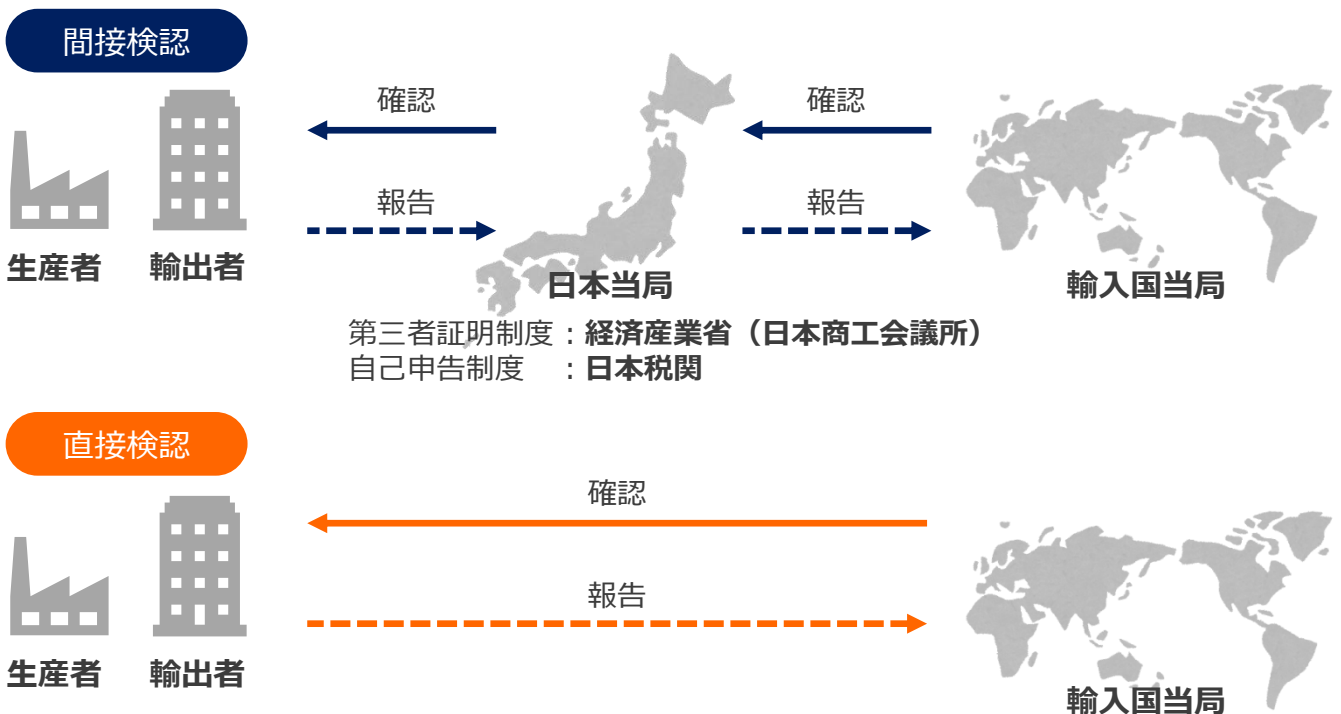
※1 日米貿易協定は輸入者自己申告制度で、事後確認（検認）の対象は原則輸入者のみとなるため、上記の表からは省略しています。

※2 協定の規定上、間接検認と直接検認何れも規定されているため、どちらの確認パターンもあり得ます。

※3 日オーストラリア協定、CPTPP、RCEPについては、各協定の「自己申告制度」利用の手引きにおいて、検認を受けた際の問合せ先が設定されています。参照先（原産地規則ポータル）：<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>

※4 RCEPについては、コンタクトポイントを検認の連絡部局として指定できると規定されており、日本への検認については、コンタクトポイント経由で事業者に連絡することになっています。

事後確認のフローの例



## EPA/FTA 制度全般に関するお問合せ



メール相談・対面相談



※回答：電話orメール

HP: <https://epa-info.go.jp/>

E-mail: [epa-desk@epa-info.go.jp](mailto:epa-desk@epa-info.go.jp)



日本貿易振興機構(ジェトロ)

電話相談



※回答：原則メール

HP:

<https://www.jetro.go.jp/themetop/export/>

EPA相談窓口 TEL: 03-3582-4943

## 企業登録や発給システムに関するお問合せ



日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 問合せ先:  
[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office\\_list.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html)

E-mail: [tokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)  
TEL: 03-3283-7850

## 本マニュアルに関するお問合せ・EPA/FTA活用に関するご相談



〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル

HP: <https://jaftas.jp/>

E-mail: [jaftas\\_info@tktc.co.jp](mailto:jaftas_info@tktc.co.jp)

TEL: 03-5219-8660

当資料は、2023年2月1日時点において、株式会社東京共同トレード・コンプライアンス（以下、当社）が信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当資料に記載しているウェブサイトのURLやHPの画像等、EPAの内容等については、当資料の発行後に変更がなされる可能性があります。また、当社は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当社に属しますので、当社の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。